

社会福祉法人南台五光福祉協会 旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南台五光福祉協会の業務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 職員等が旅行した場合旅行の全路程が4キロメートル未満の場合を除く当該職員等に対して旅費を支給する。

(旅行命令)

第3条 職員等の旅行は、理事長の発する旅行命令によって行うものとする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

第5条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によって要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては、50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書きの規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とみなす。

(旅費の請求及び精算)

第6条 旅費の支給を受けようとする者は、出張命令簿を理事長に提出しなければならない。

2 概算払により旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後速やかに旅費の精算をしなければならない。

(旅費の種類)

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により理事長が航空機の利用を許可した場合に限るものとする。

- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当りの定額により支給する。

（鉄道賃）

第8条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する線路における旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか急行料金
 - (3) 座席指定料金を徴する客車を運航する線路による旅行をする場合は、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次に掲げる一に該当する場合に限り支給する
- (1) 特別急行列車を運航する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車又は準急行列車を運航する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、座席指定料金を徴する客車を運航する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

（船賃）

第9条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）寝台料金（これに対する通行税を含む。第4号において同じ。）及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 業務の必要により別に寝台料金を必要とした場合は、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (5) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第10条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第11条 車賃の額は、1キロメートルにつき23円の定額により、全路程を通算して計算する。

- 2 前項の規定により通算した路程に、1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、1夜につき13,000円とする。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第13条 食卓料の額は、1夜につき2,600円とする。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに、別に食事を要する場合、又は船賃若しくは航空賃を要しないが食事を要する場合に限り支給する。

(旅費の調整)

第14条 理事長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 理事長は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、理事長が定める旅費を支給することができる。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

昭和61年5月29日一部改正	昭和61年6月 1日施行 (第15条第2項)
昭和62年2月18日一部改正	昭和62年4月 1日施行 (別表)
平成 2年2月26日一部改正	平成 2年4月 1日施行 (別表)
平成 4年2月21日一部改正	平成 2年4月 1日施行 (別表)
平成 7年2月 8日一部改正	平成 7年2月 8日施行 (別表)
平成10年2月 9日一部改正	平成10年2月 9日施行 (第1条関係)
平成11年5月26日一部改正	平成11年6月 1日施行 (第2条、11条、12条、13条、14条、 関係 15条、16条削除)
平成18年2月13日一部改正	平成18年4月 1日施行 (第7条関係 12条削除)